

# 北海道山村振興基本方針

平成 2 7 年度

北海道

# 目 次

○ はじめに	1
I 地域の概況	2
II 現状と課題	5
III 振興の基本方針及び振興施策	6
1 振興の基本方針	6
2 振興施策	7
(1) 交通施策に関する基本的事項	7
(2) 情報通信施策に関する基本的事項	7
(3) 産業基盤施策に関する基本的事項	8
(4) 経営近代化施策に関する基本的事項	9
(5) 地域資源の活用に係る施策に関する基本的事項	9
(6) 文教施策に関する基本的事項	10
(7) 社会、生活環境施策に関する基本的事項	10
(8) 高齢者福祉施策に関する基本的事項	11
(9) 集落整備施策に関する基本的事項	12
(10) 国土保全施策に関する基本的事項	12
(11) 交流施策に関する基本的事項	13
(12) 森林、農用地等の保全施策に関する基本的事項	13
(13) 担い手施策に関する基本的事項	14
(14) 鳥獣被害防止施策に関する基本的事項	14
(15) その他の施策	15
IV 他の地域振興施策等に関する計画、施策等との関連	15
資料編	
1 振興山村位置図（平成27年4月1日現在）	17
2 山村振興計画樹立状況（平成27年3月末現在）	18

# 山村振興基本方針書

都道府県名	北海道
作成年度	平成 27 年度

## はじめに

### 1 方針の趣旨

この北海道山村振興基本方針は、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）第 7 条の 2 の規定に基づき、山村の担っている国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の重要な役割を発揮させるため森林等の保全を図るとともに、山村における経済力の培養と住民の福祉の向上を図り、併せて地域格差の是正と地域経済の発展に寄与することを目的として、振興山村の振興に関する基本的な事項について定めるものである。

### 2 方針の期間

平成 27 年度からおおむね 10 年間

### 3 推進管理体制

この方針に定める山村振興対策については、総合政策部人口減少問題対策局地域政策課を中心に、山村振興に関する関係機関（庁内各部、関係（総合）振興局、関係市町村等）との協議や調整を行うほか、各種事業に関する実績把握など、適切な推進管理に努める。

### 4 振興山村の指定状況

山村振興法第 7 条第 4 項の規定に基づき公示された本道における振興山村の指定状況は、平成 27 年 4 月 1 日現在、96 団体（12 市 74 町 10 村。一部の区域が振興山村である団体（10 市 18 町）を含む。）となっている。

## I 地域の概況

本道における振興山村は、面積が広大で、豊かな自然環境に恵まれ、それぞれの地域において固有の歴史や文化などを育んできているが、一方で、山岳・丘陵地が多く、人口密度が希薄であるとともに、積雪寒冷等の厳しい気象条件下にあるほか、若年層を中心とする都市部への人口の流出や高齢化の急速な進行、基幹産業の低迷、地域社会や産業の担い手不足などにより、地域社会の活力の低下が懸念される状況にある。

人口の動向は、昭和30年代後半における経済の高度成長に伴う都市部への人口流出、産業基盤・社会生活基盤の整備の遅れなど全国的な共通要因のほか、日本海漁業の不振や戦後開拓入植者の離農などを背景に著しく減少傾向にあるほか、就業者数の動向についても、総人口の減少に伴って減少傾向にあり、後継者不足や就業者の高齢化などを背景に、特に第一次産業就業人口の減少が顕著である。

- 本道の全市町村数に占める振興山村を有する市町村数の割合は約5割を超え、面積も約6割を超えているのに対し、本道の総人口に占める振興山村を有する市町村の人口の割合は約3割、人口密度では2分の1以下となっており、広大な面積を持ちながら、人口が希薄な状態であることを示している。
- 全道の総人口は近年減少傾向にあるのに対し、振興山村を有する市町村では早くから減少傾向を示しており、また、年齢階層別人口の推移をみると、29歳以下の人口が著しく減少し、65歳以上の人口を下回るなど、全体に占める高齢者の割合が急速に高くなっており、高齢化の進行と若年者の流出などによる年齢構成の偏りが顕著である。
- 産業別就業人口の推移をみると、すべての産業において就業人口の減少が続いており、振興山村を有する市町村では特に第一次産業の就業人口の減少が顕著である。

【資料1：市町村数、人口、面積等の概況】

区分	市町村数 (団体)	人口 (千人)	面積 (km <sup>2</sup> )	人口密度 (人)
振興山村	96	1,702	54,146	31.4
全道	179	5,506	83,424	70.2
割合(%)	53.6	30.9	64.9	-

注1) 市町村数は平成27年4月1日現在の団体数(一部の区域が振興山村である団体を含む。)を示す。

注2) 振興山村の人口及び面積は、振興山村を有する市町村全域の数値による。

注3) 人口密度は、国勢調査の対象から除外された地域の面積を除いて算出。

注4) H22年国勢調査及びH26年全国都道府県市町村別面積調による。

【資料 2 : 国勢調査人口の推移】

(単位 : 千人、%)

区 分	国勢調査人口					S40～H22 における 人口の増減 (再掲)
	S40	S60	H12	H17	H22	
振 興 山 村	2,216	2,066	1,867	1,792	1,700	△ 516
(増 減)	-	△ 6.8	△ 9.6	△ 4.0	△ 5.1	△ 23.3
全 道	5,172	5,679	5,683	5,628	5,506	334
(増 減)	-	9.8	0.1	△ 1.0	△ 2.2	6.5

注 1) 上記の数値は、国勢調査による各年度毎の人口推移を示す。

注 2) 増減は、各年毎の人口の増減 (%) を示す。

注 3) 振興山村の人口は、H22 現在で振興山村を有する市町村全域の人口を示す。

【資料 3 : 年齢階層別人口の推移】

(単位 : 千人、%)

区 分	国勢調査人口					S40～H22 における 人口の増減 (再掲)	
	S40	S60	H12	H17	H22		
振 興 山 村	0 歳～14 歳	653	443	258	227	200	△ 453
	(増 減)	-	△ 32.2	△ 41.8	△ 12.0	△ 11.9	△ 69.4
	15 歳～29 歳	593	389	327	267	217	△ 376
	(増 減)	-	△ 34.4	△ 15.9	△ 18.3	△ 18.7	△ 63.4
	30 歳～64 歳	840	1,003	897	860	807	△ 33
(増 減)	-	19.4	△ 10.6	△ 4.1	△ 6.2	△ 3.9	
全 道	65 歳～	114	219	383	434	473	359
	(増 減)	-	92.1	74.9	13.3	9.0	314.9
	0 歳～14 歳	1,462	1,218	792	719	657	△ 805
	(増 減)	-	△ 16.7	△ 35.0	△ 9.2	△ 8.6	△ 55.1
	15 歳～29 歳	1,494	1,161	1,098	951	812	△ 682
(増 減)	-	△ 22.3	△ 5.4	△ 13.4	△ 14.6	△ 45.6	
道	30 歳～64 歳	1,966	2,749	2,735	2,745	2,670	704
	(増 減)	-	39.8	△ 0.5	0.4	△ 2.7	35.8
	65 歳～	249	549	1,032	1,206	1,358	1,109
(増 減)	-	120.5	88.0	16.9	12.6	445.4	

注 1) 上記の数値は、国勢調査による各年度毎の各年齢階層別の人口 (年齢不詳を除く) の推移を示す。

注 2) 増減は、各年毎の人口の増減 (%) を示す。

注 3) 振興山村の人口は、H22 現在で振興山村を有する市町村全域の人口を示す。

【資料 4 - 1 : 産業別就業人口の推移】

(単位：千人)

区 分		人 数				
		S40	S60	H12	H17	H22
振興山村	総数	1,005	997	911	843	782
	第1次産業	332	178	109	100	90
	第2次産業	256	240	218	172	145
	第3次産業	416	579	578	560	522
全道	総数	2,326	2,625	2,731	2,604	2,509
	第1次産業	614	332	218	201	182
	第2次産業	610	616	603	495	429
	第3次産業	1,102	1,674	1,881	1,857	1,761

注1) 国勢調査による各産業別就業人口（総数は分類不能を含む）を示す。

注2) 振興山村の人数は、H22 現在で振興山村を有する市町村全域の人数による。

【資料 4 - 2 : 産業別就業人口の構成比】

(単位：%)

区 分		構 成 比				
		S40	S60	H12	H17	H22
振興山村	第1次産業	33.1	17.8	12.1	12.0	11.9
	第2次産業	25.4	24.1	24.1	20.7	19.2
	第3次産業	41.5	58.1	63.8	67.3	68.9
全道	第1次産業	26.4	12.7	8.1	7.9	7.7
	第2次産業	26.2	23.5	22.3	19.4	18.1
	第3次産業	47.4	63.8	69.6	72.7	74.2

注1) 構成比は分母から「分類不能」を除いて計算している。

注2) 振興山村の割合は、H22 現在で振興山村を有する市町村全域の数値による。

## II 現状と課題

本道における山村振興対策については、これまで山村振興法に基づき、国の支援を受けながら、道、市町村が一体となって、交通・通信、産業基盤、生活環境基盤、国土保全等の各般について、山村における経済力の培養や住民福祉の向上を図るとともに、地域格差の是正と地域経済の発展に向けたさまざまな対策を講じてきたところであるが、依然、都市部と比べ、生活環境が十分整備されているとは言えない状況である。

また、地域経済の長期低迷や高齢化の急速な進行、振興山村において重要な産業である第一次産業の停滞など、依然として多くの課題を抱えており、今後も引き続き、山村の特色ある地域資源を活用した内発型の産業振興を図るなど、山村振興対策を講ずる必要があり、効率的かつ効果的な対策を講ずる観点から、広域的見地に立った施策の推進も必要である。

【資料 5：山村振興対策各種事業実施状況】 (単位：百万円、%)

計画選定年度 主な施策区分	平成 11～15 年度		平成 17～21 年度	
	実績額	構成比	実績額	構成比
交通施策	29,885	14.3	21,085	12.8
情報通信施策	1,091	0.5	4,435	2.7
産業基盤施策	62,330	29.8	46,196	28.1
経営近代化施策	13,168	6.3	10,906	6.6
文教施策	9,235	4.4	16,719	10.2
社会、生活環境施策	51,185	24.5	41,373	25.2
集落整備施策	0	0.0	79	0.0
国土保全施策	38,030	18.2	13,648	8.3
交流施策	2,545	1.2	2,784	1.7
担い手施策	976	0.5	2,026	1.2
鳥獣被害防止施策	-	-	676	0.4
その他施策	638	0.3	4,273	2.6
計	209,082	100.0	164,201	100.0

注 1) 平成 11～16 年度は第五期山村振興対策期間（平成 16 年度は計画選定実績なし）、平成 17 年度以降は新法対策期間である。

注 2) 山村振興対策事業の進捗状況調査による。

### Ⅲ 振興の基本方針及び振興施策

#### 1 振興の基本方針

本道における振興山村は、農林水産物の安定的な供給はもとより、国土の保全や自然環境の保全、水源の涵養等の多面的機能を通じ、安全で美しい国土の形成等に寄与するとともに、自然環境に恵まれた余暇空間の提供など、地域住民が安全で安心でき、豊でうるおいのある生活を実現する上で大きな役割を果たしているが、その一方で、若年層を中心とする人口の流出、高齢化の急速な進行、基幹産業の低迷、地域社会や産業を支える担い手不足など、多くの課題を抱えている。

このような現状を踏まえ、山村のもつ重要な役割を十分に発揮し、多様化する住民ニーズに的確に対応するため、恵まれた環境のなかで、だれもが主体的に多様なライフスタイルを選択し、豊かで安心して暮らすことができる、個性あふれる活力に満ちた山村地域の振興を図る。

**【目標】** 個性あふれる活力に満ちた  
山村地域の振興

#### **【主な施策】**

- *だれもが安心して暮らせる地域社会の形成*
  - ・ 地域を支える交通基盤の整備
  - ・ 未来を創出する情報基盤の整備
  - ・ 豊かな自然環境と地域資源の保全
  - ・ 快適な生活環境の整備
- *豊かな生活と地域を支える産業の振興*
  - ・ 地域資源を活用するなど、活力ある産業の振興
  - ・ すぐれた担い手の育成・確保
  - ・ 次世代のための森林等の管理
- *安らぎと個性ある地域づくりの推進*
  - ・ 地域資源を活用した観光の振興
  - ・ 地域間交流の促進
  - ・ 地域文化の発展とゆとりある教育の推進



## 2 振興施策

### (1) 交通施策に関する基本的事項

本道の振興山村における交通基盤の果たす役割は、産業の振興や地域間交流の促進、地域住民の足の確保はもとより、観光の振興を図る上でも、以前にも増して大きくなっている。

このため、高規格幹線道路をはじめとした国道等と連絡する幹線道路や日常生活を支える生活道路についての整備を進めるとともに、利用者ニーズの多様化や地域性に応じた、日常生活や産業活動に必要となる地域交通の確保を図る。

#### 主 な 施 策

##### 【道路】

- 地域社会の安定と広域化に必要な幹線道路の整備
- 地域振興に資するプロジェクト等に関連する道路の整備
- 道路施設の老朽化対策、落石、雪崩などの防災対策や交通安全対策などによる安全・安心な道路の確保
- 産業の振興や地域間交流の促進に向け、緊急に整備を要する基幹的な生活道路の整備

##### 【交通機関】

- 地域住民にとって必要不可欠な生活交通路線の確保
- 多様化する利用者ニーズに対応した鉄道交通の確保
- 多様化する利用者ニーズや地域性に応じた航空路線網の確保

### (2) 情報通信施策に関する基本的事項

面積が広大で広域分散型社会を形成している本道において、地域・産業・行政のあらゆる分野でIT化を進めていくことは、医療の地域格差など様々な地理的制約の克服、地域の魅力の再発見・発信、本道経済の活性化や研究開発の高度化、行政運営の簡素化・効率化、透明性の向上など、本道固有の課題を解消し、地域の発展を図る上での大きな意義や可能性を有している。

しかしながら、多くの振興山村においては、地デジ化にあわせ整備した共聴施設の更新問題、財源不足や情報化に関する人材・ノウハウの不足といった課題を抱えている。

このため、市町村の電子自治体化へのサポート体制を整えるとともに、電子自治体に必要とされる各種システムを将来にわたって効率的・効果的に構築・運営するための共通基盤を道と市町村が共同で整備する「北海道電子自治体プラットフォーム（HARP）構想」の推進を図る。

また、振興山村等の条件不利地域においては、高度な情報通信網の整備が民間主導では進みにくいことから、地域内の需要を喚起することなどによって整備を促進するほか、都市部と他地域との情報通信格差の是正を図るため、携帯電話等の移動通信サービス網の整備やラジオの難聴解消対策等を促進する。

### 主 な 施 策

#### 【ITを利活用した地域づくり】

- 地域の情報発信やコミュニティの形成・拡大
- テレワークなど多様なライフスタイルを支援する環境づくり
- 教育環境や医療・福祉サービスの充実
- 災害や地域の安全情報の提供

#### 【ITを利活用した産業の活性化】

- IT産業の育成・支援、IT関連産業の立地促進
- 中小企業等のIT化の促進、ITによる地域産業の活性化

#### 【市町村の電子自治体化の促進】

- 電子自治体化サポート体制の整備
- 北海道電子自治体プラットフォーム（HARP）構想の推進

#### 【超高速ブロードバンドの整備促進】

- 市町村内の幹線網の整備促進
- 加入者系アクセス網の整備促進

#### 【情報通信格差の是正】

- 民放ラジオ難聴解消対策の促進
- 携帯電話不感地帯の解消

### (3) 産業基盤施策に関する基本的事項

本道の振興山村における農林水産業は、我が国の食料供給に重要な役割を担い、また、基幹産業として地域を支えてきたほか、豊かな森林資源を守り育てるなど、国土や環境の保全、水源の涵養<sup>かん</sup>、美しい景観の形成など多面的な機能の発揮を通じて、大きな役割を果たしている。

しかしながら、農林水産物価格の低迷や輸入産物の増加、水産資源の減少、産業活動に伴う環境への負荷の発生や、食の安全・安心に対して厳しい目が向けられるなど、農林水産業を取り巻く情勢は一段と厳しさを増している。

このような状況を踏まえ、振興山村のもつ恵まれた資源を有効に活用し、基幹産業である農林水産業の持続的な成長を図るため、収益性の高い地域農業の確立、地域の特性に応じた栽培漁業の推進や森林づくり、安全で良質な農水産物の供給などの取組を進めるとともに、生産基盤の整備を促進する。

### 主 な 施 策

#### 【農業】

- 土地改良施設の適正管理や長寿命化に向けた予防保全対策の推進
- 農業生産基盤の計画的かつ着実な整備促進
- 優良農地の確保・有効利用に向けた施策の推進

#### 【林業】

- 適切な間伐や伐採後の確実な植林による健全な森林づくりの推進

#### 【水産業】

- 未成魚の保護や漁獲抑制などによる適切な資源管理の推進
- 海域の特性に応じた栽培漁業の推進
- 豊かな生態系を目指した水産環境整備や安全な漁港づくりの推進
- 養殖業の推進などによる日本海地域の漁業振興

#### 【その他】

- 農道、林道、漁港関連道の効率的・効果的な整備

(4) 経営近代化施策に関する基本的事項

輸入産物の増加や産地間競争の激化などに伴い価格が低迷していることから、農林水産物の競争力や収益性は低下しており、流通・消費の動向に即応したきめ細やかな対応が求められている。

このような状況を踏まえ、食の安全・安心の確保や力強い農業経営の展開、林業・木材産業等の健全な発展や水産業の収益性向上など、生産から加工、流通、販売に至るまでのさまざまな取組を促進する。

主 な 施 策

【農業】

- 農業の6次産業化の加速、食の総合産業の確立及び新たな需要の創造
- 酪農ヘルパーやコントラクターなど経営支援組織の育成・活用

【林業】

- 路網整備とあわせた高性能林業機械の導入による効率的な作業システムの推進
- 森林施業の集約化などによる施業の低コスト化の推進

【水産業】

- 省エネ機器の導入や経営の共同化・協業化などによる収益性の向上
- 安全で良質な水産物の流通拠点となる漁港・流通加工施設の整備

(5) 地域資源の活用に係る施策に関する基本的事項

本道の振興山村における基幹産業である農林水産業の生産性・収益性を向上する観点から、地域の特性を生かし、その土地の資源を活用するとともに、地域に還元される経済的付加価値が最大化されるよう、生産のみならず、製造・加工から販売までの主要な役割を地域が担う地域内発型の産業振興を図る。

主 な 施 策

【農業】

- 農業の6次産業化の加速、食の総合産業の確立及び新たな需要の創造

【林業】

- 公共建築などを始めとした木材の建築材への利用や未利用材の木質バイオマスエネルギー利用などによる道産木材の有効活用の推進
- 山村地域の特性である森林資源を活用した産業の育成

【水産業】

- 地域の特産物を活用した6次産業化や衛生管理の高度化による道産水産物のブランド力の強化と輸出の拡大

(6) 文教施策に関する基本的事項

本道の振興山村においては、雄大で豊かな自然とそこに住む人々によって築き上げられてきた歴史的な文化や遺産、産業、そして生活様式などさまざまな価値を持った有形・無形の財産が存在しており、開放的で多様性のある地域文化が育まれている。

近年は、日々の暮らしの中にゆとりや潤いといった「心の豊かさ」が一層求められており、文化に対する関心や期待が高まっていることから、各地域では文化活動が積極的に行われている。

また、道民一人ひとりが心の豊かさを実感できる地域社会とするため、優れた自然環境、独自の歴史、多彩な生活様式などに根ざした個性的な地域文化を創造し発展させていく必要がある。

さらに、教育面では、少子化による児童生徒数の減少に伴う学校の小規模化への対応や、将来、子どもたちが地域に戻り、地域を支える人材を育成する観点などから取組を進める必要がある。

このような状況を踏まえ、地域住民の自主的な文化活動への参加や芸術鑑賞など広く文化に接する機会を拡充するなど、すべての人が文化を享受することのできる生活文化圏を築いていくとともに、住民一人ひとりが生涯にわたって学び、ふるさと北海道を愛し地域の発展に主体的に貢献できる人材の育成を推進するため、その基盤となる学校教育や社会教育などの環境整備を促進する。

主 な 施 策

【文化】

- 道民の文化活動の促進
- 芸術鑑賞等広く文化に接する機会の拡充
- 文化活動を担う人材の育成
- 歴史的文化遺産の保存・活用
- 文化性に配慮したまちづくりの推進

【教育】

- 老朽化した校舎及び屋内運動場の耐震補強や改築等の促進
- コンピュータやソフトウエアの整備
- 生涯学習の拠点となる公民館や図書館などの機能の充実
- 学校図書館、理科教育設備、幼稚園などの教育施設等の整備
- 地域スポーツセンターや水泳プールなどの整備

(7) 社会、生活環境施策に関する基本的事項

暮らしの場である地域の社会、生活環境に対する住民のニーズは、生活水準の向上や安全への関心の高まりなどにより、多様化・高度化しており、少子化及び核家族化の進行、共働き世帯の増加などの社会経済情勢や意識の変化を踏まえ、地域で安心して住み続けたいと思える生活環境の確保や多様な人材の活躍の推進、子どもを産み育てたいという希望をかなえられる、人にやさしい豊かさの実感できる社会、生活環境の整備が求められている。

このため、だれもが住みよい地域社会の形成に向け、地域の特性や実情に応じた社会、生活環境の整備を進める。

### 主 な 施 策

#### 【生活環境】

- 水道未普及地域の解消及び飲用水の衛生対策の推進
- 地域の実情に応じた下水道、廃棄物処理施設等の整備・更新の推進
- 地域住民のだれもが安全で安心して利用できる公園等の整備
- 救急業務の高度化に対応した迅速な搬送体制等の確立及び消防施設の整備・充実

#### 【福祉】

- 地域の多様な保育ニーズに応じた保育所等の整備促進
- 地域の実情に応じた放課後児童クラブ等の整備促進
- 大学生等を対象とした次代の親づくりのための教育の実施及び子育て支援のための教育や意識啓発等の促進

#### 【医療】

##### (無医地区対策)

- へき地医療拠点病院による巡回診療の促進
- 患者輸送車・巡回診療車の整備促進

##### (特定診療科目に係る医療確保対策)

- 医育大学の地域医療支援センターからの医師派遣の促進
- 地域医療振興財団におけるドクターバンク事業の推進
- 医師不足地域に対する緊急臨時的な医師派遣の促進
- 道内医育大学の定員増や地域枠入学者を対象とする奨学金制度の実施

##### (体系的な医療提供体制の整備)

- 医療機関の機能分担と相互の連携による医療連携体制の構築
- 医療連携体制を構成する医療機関の情報提供

#### (8) 高齢者福祉施策に関する基本的事項

本道においては、いわゆる「団塊の世代」が75歳以上になる平成37年(2025年)に、65歳以上の人口が全国よりも早くピークに達すると見込まれていることから、平成37年を見据え、中長期的な視点に立って、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、地域におけるサービス提供基盤の整備や人材の確保をはじめ、地域の医療・介護資源を有効に活用し、在宅医療・介護の連携や認知症施策の推進などに取り組み、地域全体で高齢者の方々一人ひとりを支える仕組みづくりを推進する。

### 主 な 施 策

- 質の高いサービス提供体制の確保
- 地域特性に応じた地域包括ケアシステムの構築
- 高齢者の社会参加の促進
- 介護保険の安定的な運営

(9) 集落整備施策に関する基本的事項

本道における振興山村の集落は、地域社会の基礎的単位であり、地域住民の日常生活や生産活動を営む上で重要な役割を果たしているが、比較的規模の大きい基幹的な集落がある一方、小規模集落が数多く散在している。

これらの小規模集落の中では、人口減少や高齢化の進行に伴い、地域産業の担い手不足や地域におけるコミュニティ機能の低下など深刻な問題を抱えている。

このため、地域コミュニティの維持・活性化をはじめ、高齢者の見守りの仕組みづくり、空き家の利活用、地域を支える人材の確保・育成、集落間の連携など課題解決に向けた地域の主体的な取組による集落対策を進める。

主 な 施 策

- 集落対策の必要性など意識の醸成
- 買い物支援や高齢者支援など地域に必要な施策の実践と効果の検証
- 都市部からの人材の確保を含めた、地域を支える人づくり

(10) 国土保全施策に関する基本的事項

本道の振興山村においては、低地では浸水害が発生しやすい状況にあり、また、山地では比較的崩壊や浸食を受けやすく土砂災害や山地災害が発生しやすい状況にあることから、安全な生活や国土保全の確保に向け、砂防や治山、治水等の対策が求められるなど、大きな期待が寄せられている。

このことから、森林のもつ公益的機能をより高度に発揮させ、災害から住民の生命財産等を保全するとともに、安全で快適な国土基盤を形成するため、自然生態系等に配慮し、公益性を重視した管理運営を進める。

主 な 施 策

- 土砂災害の危険のある箇所に対する砂防施設、急傾斜地崩壊防止施設等の整備
- 土砂流出防備、土砂崩壊防備等のための保安林の整備
- 河川の氾濫による浸水被害防止のための河川改修等
- 荒廃地の復旧や荒廃危険地の予防対策の推進

(11) 交流施策に関する基本的事項

北国特有の暮らしが展開される本道の振興山村は、多様性を認めあう道民気質と相まって、さまざまな個性をもつ地域社会が形成されている。また、大都市圏からの遠隔性や人口の広域散在性という地域特性を有しており、これらの表情豊かな地域の特性を生かし、「もの」の豊かさから「心」の豊かさ、生活のうるおいといった価値観の変化に対応したさまざまなライフスタイルの実現の場としての役割を担っている。

このため、自然とふれあう都市と農山漁村との交流やスポーツ、イベントなどを通じた交流、芸術や文化などにふれあう機会を通じての交流など、それぞれの地域の個性に応じた交流を拡大する。

主 な 施 策

- グリーン・ツーリズムの推進等による都市と農山漁村との交流の促進
- 本道の特色を生かしたスポーツ、イベント、アウトドア活動の振興や北海道遺産の活用、参加・体験型や滞在型観光などを通じた交流の促進
- 芸術、音楽、舞踊、演劇などの文化交流や文化団体、文化施設などのネットワークづくりの促進
- 農林水産業や農山漁村についての総合的なPR活動の展開
- 移住・交流に関する効果的な情報発信と受入体制の整備

(12) 森林、農用地等の保全施策に関する基本的事項

本道の振興山村は、豊富な森林資源や農地を有し、雄大で豊かな自然の中、美しい田園風景が形成され、国土保全や水源の涵養<sup>かん</sup>、自然環境の保全などに重要な役割を果たしている。

その一方で、局所的な豪雨等による山地災害の多発や農家戸数の減少、後継者不足、就業者の高齢化などによる農村の活力低下により、山村が果たしている多面的機能の持続的な発揮が危ぶまれる状況となっている。

このため、生活水準の向上や価値観の変化などに伴い、多様化するニーズに的確に対応しうる地域の特性に応じた森林・農用地等や農村景観の保全を進める。

主 な 施 策

- 農地・農業用水等の地域資源の保全の推進
- 農村景観等の保全・復元等の促進
- 治山事業や保安林整備による山地災害の防止
- 水源涵養機能<sup>かん</sup>や山地災害防止機能など森林の公益的機能を発揮させる地域の特性に応じた計画的な森林づくりの推進

(13) 担い手施策に関する基本的事項

第一次産業就業者の減少や高齢化の進行が深刻化するなかで、産業の発展や地域社会の活性化を図るためには、意欲あふれる担い手を育成・確保することが極めて重要となっている。

このため、地域の中核的な担い手や地域内外からの新規就業者を積極的に確保するとともに、経営や生産に関する知識・技術の研修を促進することなどにより、産業を支える優れた担い手の育成を進める。また、女性が就業しやすい環境づくりや、豊富な経験や技術を生かして高齢者が活躍する場の確保などを進め、女性や高齢者のマンパワーの活用を図る。

主 な 施 策

【農業】

- 認定農業者や農業生産法人などの地域農業の担い手の育成と新規就農の促進
- 女性農業者の能力発揮と活躍できる環境づくり、高齢者の活動の場の確保

【林業】

- 林業への若年者の新規参入や就業環境の改善、通年雇用化などの促進による森林づくりの担い手の育成・確保

【水産業】

- 道立漁業研修所や漁業現場における技術の習得、マッチングなど新規就業者の育成・確保
- 女性や高齢者に配慮した就労環境の整備
- 漁業士など浜のリーダーによる地域活動の促進

(14) 鳥獣被害防止施策に関する基本的事項

振興山村の過疎化や高齢化は、耕作放棄地の拡大や未整備森林の増加を招き、野生鳥獣の生息環境に大きな影響を与えている。

特にエゾシカなど野生鳥獣による農作物や森林の食害被害や、トドなどの海獣による漁業被害が深刻な問題となっている。さらには、ヒグマの人里への出没やアライグマなどの外来種により地域固有の生態系への影響が懸念されているとともに、農林水産業被害の拡大が新たな問題となっている。

このため、野生鳥獣の適切な保護管理を進めるとともに、有害鳥獣の捕獲や野生鳥獣の侵入防止柵の整備等による農林水産業被害の防止など、総合的な対策を進める。

主 な 施 策

- 野生鳥獣の侵入防止柵の整備
- 生態実態調査及び個体数管理の実施
- エゾシカの有効活用の促進
- 外来種の駆除
- 森林病虫害防除
- 猟銃による駆除や追い払い、漁業者ハンターの育成、強化網の導入支援など、トド等の海獣による漁業被害対策の推進
- 農作物被害に対する補償制度の活用



(15) その他の施策（観光施策に関する基本的事項）

本道の観光入込客数は、平成 23 年度は東日本大震災の影響などにより落ち込んだが、平成 24 年度は観光需要が回復基調に転じ、さらに平成 25 年度以降は景気の回復に伴い国内外の観光需要が引き続き回復基調にあったほか、高速道路の延伸や国内外航空路線の新規就航など交通アクセスの向上などにより、平成 26 年度は 5,377 万人となり、過去最高を更新した。

増加傾向にある訪日外国人来道者数は、平成 23 年度は落ち込んだが、平成 24 年度以降は国際定期便の新規就航や増便、査証要件の緩和、免税制度の拡充、円安基調の継続などから回復し、平成 26 年度は 154 万 1,300 人と、過去最高を更新し、日本全体の訪日外客数 1,467 万人の約 1 割を占めた。

また、個人・グループ旅行の増大やグリーン・ツーリズム、ヘルス・ツーリズムなどの新しい旅行分野や自然観賞、温泉、買い物、食などの旅行目的の多様化が進み、旅行形態が変化していることから、多彩で魅力ある観光地づくりをさらに進め、国内、海外から来道する観光客の拡大による観光消費額の増大を図ることが必要である。

さらに、北海道の優位性を生かすためにも、効果的な情報発信が必要となっており、増大する外国人観光客に向けても、雑誌、SNS、映像等様々なメディアを活用した情報発信などの積極的な宣伝誘致活動が必要となっている。

こうした状況を踏まえ、北海道新幹線の開業やLCCの新規就航など本道と本州を結ぶ新たな交通ネットワークを最大限に生かしながら、旅行形態に応じた魅力ある滞在型の観光地づくりや国内外からの誘客活動を通じて、地域経済の活性化を図る。

主 な 施 策

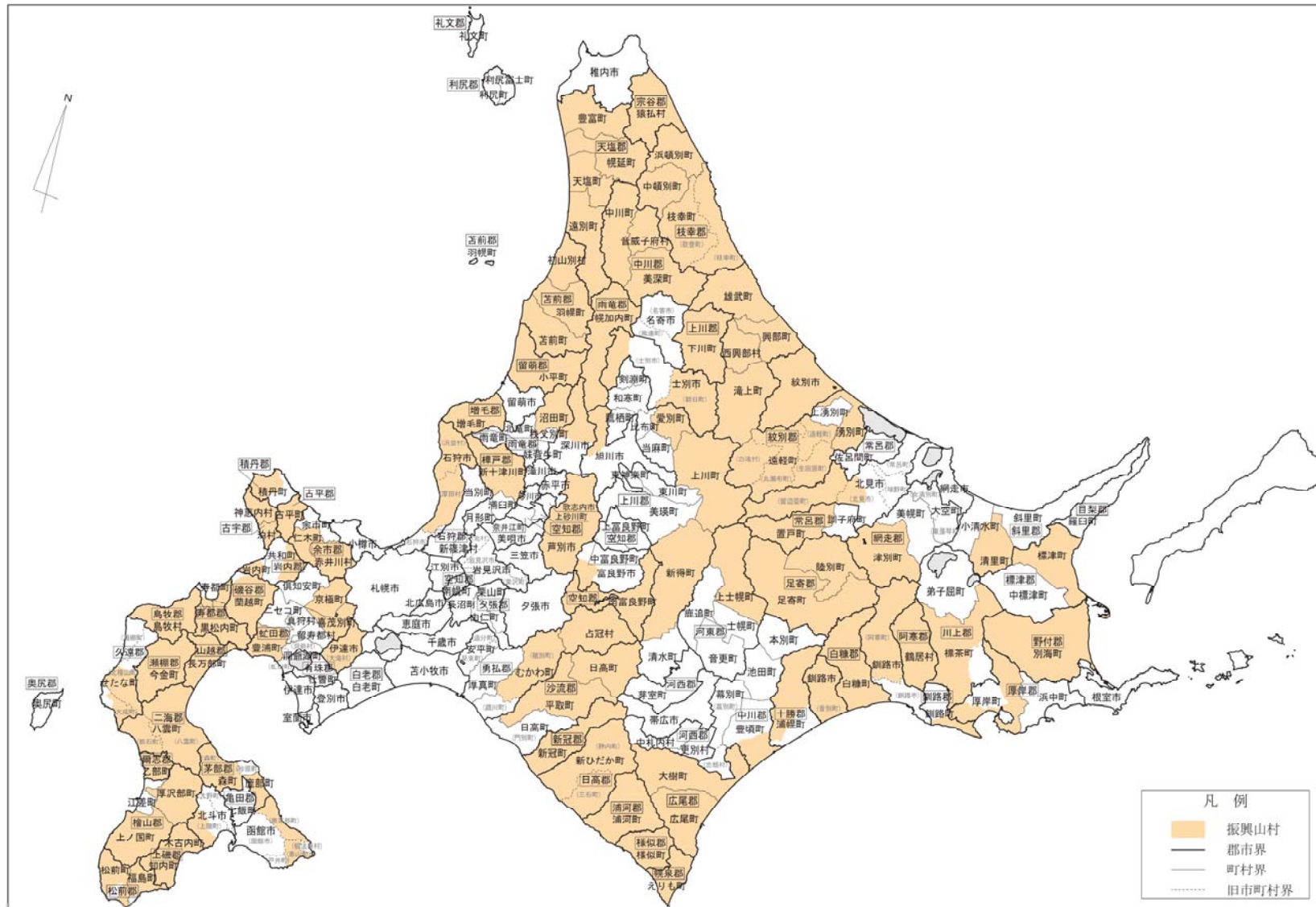
- 地域の資源を生かした競争力ある観光地づくり
- 満足度の高いサービスの提供
- 道外からの誘客促進、道民の道内旅行の活性化
- ターゲットを定めた戦略的な海外からの誘客促進
- 観光振興の基盤強化

IV 他の地域振興施策等に関する計画、施策等との関連

本道においては、道政運営の基本方針である新しい総合計画を策定し、各種施策の推進に取り組んでいる。このため、本道における山村振興対策については、これらの施策や北海道過疎地域自立促進方針などとの整合を図りながら推進するものとする。

# 資 料 編

1 振興山村位置図（平成27年4月1日現在）



2 山村振興計画樹立状況（平成27年3月末時点）

振興局名	市町村名	合併前市町村名 H11. 3. 31	旧市町村名 S25. 2. 1	指定番号	指定年度 (第1期)	第2期	第3期	第4期	第5期	新法対策	計画期間
空知	芦別市		芦別町	913	S46	S51	S58	H6			
	深川市○		多度志村	173	S42						
	新十津川町		新十津川村	313	S43	S49	S55	H3	H11		
	沼田町		沼田町	684	S45			H8	H13	H18	H18 ~
石狩	石狩市○	厚田村	厚田村	483	S44	S50	S55	H5			
		浜益村	浜益村	683	S45	S52	S57	H7			
後志	島牧村		西島牧村、東島牧村	687	S45	S53	H1	H6	H13		
	寿都町○		歌棄村、樽岸村、磯谷村	920	S46	S51	S56				
	黒松内町		黒松内村、熱郭村 樽岸村	74 921	S41 S46	S51	S57	H6			
	蘭越町○		南尻別村	489	S44	S49	S55	H4			
	喜茂別町		喜茂別村	686	S45	S50	S58	H6			
	京極町		京極村	490	S44	S49	S56	H5			
	共和町○		小沢村	922	S46	S52				H18	H18 ~
	岩内町○		島野村	1161	S47	S53	S58				
	泊村		泊村	923	S46	S52	S57				
	神恵内村		神恵内村	924	S46	S52	S59	H8			
	積丹町○		余別村、入舸村	925	S46	S51	S58				
	古平町		古平村	926	S46	S53		H8			
	仁木町		大江村	316	S43	S48	S55				
	赤井川村		赤井川村	175	S42	S47	S54	H3	H12		
胆振	伊達市○	大滝村	大滝村	318	S43	S54	S59	H6	H11		
	豊浦町		豊浦町	496	S44	S50	S56	H4	H11	H18	H18 ~
	むかわ町○	穂別町	穂別村	693	S45	S53	S59	H9		H18	H18 ~ H26
日高	日高町○	日高町	日高村	3	S40	S53	S58	H7			
	平取町		平取村	177	S42	S49	S55	H8	H13	H20	H20 ~
	新冠町		新冠村	178	S42	S47	S61	H8			
	新ひだか町	静内町	静内町	936	S46	S52	S62	H9			
		三石町	三石村	497	S44	S49	S55	H3	H14		
	浦河町		浦河町、荻伏村	694	S45	S51	S56		H13		
	様似町		様似村	319	S43	S48	S54	H4	H11		
えりも町		幌泉村	498	S44	S50	S56	H5				
渡島	函館市○	恵山町	尻岸内村	485	S44	S49	S55	H3			
		南茅部町	尾札部村、臼尻村	691	S45	S50	S55	H3			
	北斗市○	上磯町○	茂別村	916	S46	S52	S58				
	松前町○		大島村、大沢村 小島村	690 914	S45 S46	S51	S57	H5			
	福島町○		福島町	915	S46	S51	S57	H9			
	知内町		知内村	176	S42	S48	S60			H26	H26 ~
	木古内町		木古内町	484	S44	S50	S56				
	鹿部町		鹿部村	917	S46	S51	S56				
	森町○	森町	森町	486	S44	S53	S58	H9		H21	H21 ~
	八雲町	八雲町	八雲町、落部村	918	S46	S53	S58	H6	H11		
10		熊石町	熊石村	487	S44	S49	S61	H7			
	長万部町		長万部町	692	S45	S52	S59	H6	H11		
檜山	上ノ国町		上ノ国村	317	S43	S48	S55	H7			
	厚沢部町		厚沢部村	73	S41	S47					
	乙部町		乙部村	689	S45	S50	S56	H4	H13		
	今金町		今金町	488	S44	S50	S57	H8	H13		
	せたな町○	大成町○	貝取澗村	688	S45	S51					
5		北檜山町○	太櫓村	919	S46	S52	S62	H7			
上川	旭川市○		江丹別村	1156	S47	S53		H10			
	士別市○	士別市○	温根別村	1159	S47					H17	H17 ~
		朝日町	朝日村	491	S44	S50	S56	H7			
	富良野市○		山部村	1160	S47			H10		H20	H20 ~
	幌加内町		幌加内町	75	S41	S49	S54	H3	H11		
	愛別町		愛別村	927	S46	S52	S60	H8		H18	H18 ~
	上川町		上川村	174	S42	S47	S56	H4	H11	H20	H20 ~
	南富良野町		南富良野村	76	S41	S49	S55	H3		H20	H20 ~
	占冠村		占冠村	1	S40	S48	S61	H8	H13	H18	H18 ~
	下川町		下川町	685	S45	S51	S57	H6	H13	H17	H17 ~
	美深町		美深町	492	S44	S50	S57	H5		H17	H17 ~
	音威子府村		常盤村	314	S43	S49	S54	H6		H17	H17 ~
12	中川町		中川村	315	S43	S47	S61			H17	H17 ~

2 山村振興計画樹立状況（平成27年3月末時点）

振興局名	市町村名	合併前市町村名 H11. 3. 31	旧市町村名 S25. 2. 1	指定 番号	指定 年度 (第1期)	第2期	第3期	第4期	第5期	新法対策	計画期間	
留萌	増毛町		増毛町	704	S45	S50	S61	H9				
	小平町		小平村、鬼鹿村	928	S46	S52	S60	H5				
	苫前町		苫前町	705	S45	S50	H2	H7	H14	H18	H18 ~	
	羽幌町○		羽幌町	929	S46	S51				H18	H18 ~	
	初山別村		初山別村	182	S42	S48	S59	H7		H19	H19 ~	
	遠別町		遠別町	930	S46	S51	S57	H10		H19	H19 ~	
	7 天塩町		天塩町	931	S46	S54	H1	H10				
宗谷	幌延町		幌延村	932	S46	S54	S49	H10				
	猿払村		猿払村	702	S45	S50	S59					
	浜頓別町		頓別村	933	S46	S51	S57			H21	H21 ~	
	中頓別町		中頓別町	77	S41	S48	S55	H4				
	枝幸町	枝幸町	枝幸町	493	S44	S49	S54	H3	H11	H18	H18 ~	
		歌登町	歌登村	181	S42	S48	S56		H13			
	6 豊富町		豊富村	703	S45	S53	S61	H7		H20	H20 ~	
オホーツク	北見市○	北見市○	相内村	1157	S47							
		留辺蘂町	留辺蘂町	1162	S47	S53	H2		H12			
	紋別市		紋別町、上渚滑村、渚滑村	1158	S47	S53	S60	H8				
	津別町		津別町	323	S43	S48						
	清里町		上斜里村	494	S44	S54	S63	H7	H12			
	置戸町		置戸町	495	S44	S50	S55	H4	H12			
	遠軽町		生田原町	生田原村	700	S45	S50	S57	H10			
			遠軽町	遠軽町	934	S46	S51	S56	H9			
			丸瀬布町	丸瀬布村	2	S40	S47	S54	H7			
			白滝村	白滝村	78	S41	S47	S55	H3	H12		
	湧別町○	湧別町	下湧別村	1163	S47	S52	S57	H9				
	滝上町		滝上町	180	S42	S47	S62	H6				
	興部町		興部町	701	S45	S51	S56	H4				
	西興部村		西興部村	324	S43	S49	S58	H5				
	11 雄武町		雄武町	935	S46	S54	S60	H10				
十勝	上士幌町		上士幌村	320	S43	S49	S54					
	新得町		新得町	499	S44	S49	S55	H3	H13	H18	H18 ~	
	大樹町		大樹村、大津村	937	S46	S53	S58			H20	H20 ~	
	広尾町		広尾町	697	S45	S52						
	豊頃町○		大津村	695	S45	S54		H8				
	足寄町		西足寄町、足寄村	179	S42	S48	S63	H10		H20	H20 ~	
	陸別町		陸別村、西足寄町	4	S40	S47	S62					
	8 浦幌町○		浦幌村	696	S45	S50						
釧路	釧路市○	阿寒町	阿寒村	698	S45	S50	S60	H8		H19	H19 ~ H26	
		音別町	音別村	699	S45		S60	H8				
	釧路町○		昆布森村	938	S46	S52	S57			H17	H17 ~	
	厚岸町○		厚岸町	939	S46	S51	H2	H7	H15			
	標茶町○		標茶村	321	S43	S48	S58	H5				
	鶴居村		鶴居村	79	S41				H14	H20	H20 ~	
6 白糠町		白糠村	940	S46	S51	S60	H10	H14				
根室	2 別海町		別海村	1164	S47	S53	S58	H6				
	標津町		標津村	322	S43	S50	S57					
合計	96					92	83	69	28	13		

※市町村名末尾の「○印」は、当該市町村の一部の区域において、振興山村を有する市町村を示す。

※表中の「-」は、山村振興計画が策定されていないことを示す。